平成２４年（フ）第５０４１号
大阪府箕面市粟生間谷西７丁目９番２号、前住所大阪府箕面市外院２丁目６番６―205号
債務者　稲尾　寛一
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０６６号
大阪府門真市垣内町12番14号　オペルⅡ番館207号
債務者　樋口　理沙（旧姓中邨）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１９６号
大阪府枚方市岡南町６番１号
債務者　奥野景太朗
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０５号
大阪市東住吉区鷹合１丁目８番30―403号
債務者　白澤　智子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１４号
大阪市住吉区苅田６丁目16番１号　サンラインマンション101号
債務者　津澤　健司
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３１５号
大阪市住吉区苅田６丁目16番１号　サンラインマンション101号
債務者　津澤美佐子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６６号
大阪府高槻市牧田町13番72―102号
債務者　森　　智宏
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０６号
大阪市東住吉区東田辺３丁目10番19号　コーポひずる１Ａ号
債務者　内山　裕惠（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９２号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目13番１―718号
債務者　永井　真紀
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２１号
大阪市旭区清水１丁目７番６号　サンパレス花田302
債務者　木村　和雄
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３０号
大阪市都島区友渕町１丁目５番11―405号
債務者　内田　智子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５３１号
大阪市淀川区西宮原３丁目１番19―101号
債務者　近藤　照美
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４４号
大阪市東淀川区下新庄２丁目14番18号　桑津ハイツ103号
債務者　田中　義久
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４９号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ33―103号
債務者　田作　　豊
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５０号
大阪府豊中市新千里南町２丁目１番Ｂ33―103号
債務者　田作　容子（旧姓田坂）
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５２号
大阪府茨木市横江１丁目12番11号
債務者　角間　幸子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５７号
大阪府吹田市藤白台１丁目２番Ｂ36―107号
債務者　椎葉るり子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月19日まで　大阪地方裁判所第６民事部